

○印西市中小企業資金融資条例

昭和47年3月17日条例第9号

改正

昭和49年9月13日条例第21号

昭和54年3月26日条例第14号

昭和60年3月25日条例第12号

平成8年3月26日条例第86号

平成12年3月15日条例第17号

平成15年3月4日条例第6号

平成16年3月26日条例第8号

平成19年3月2日条例第1号

平成20年12月25日条例第36号

平成23年3月25日条例第6号

印西市中小企業資金融資条例

(目的)

**第1条** この条例は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）に基づき、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証により、金融機関を通じて中小企業者に対し事業に要する資金の融資を行い、もって市内中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 法第2条第1項に規定するもののうち、市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有する法人及び個人をいう。

(2) 小規模企業者 前号に規定する者のうち、法第2条第2項に規定するものをいう。

(3) 設備資金 事業の経営上必要とする資金であつて、店舗、工場等の建物又は設備の新設又は改造に要する資金をいう。

(4) 運転資金 事業の経営上必要とする資金であつて、仕入れ又は手形若しくは買掛金の決済等に要する資金をいう。

(5) 特別小口事業資金 小規模企業者が事業の経営上必要とする資金であつて、保証協会の定める特別小口制度に該当する資金をいう。

(融資の要件)

**第3条** 本資金の融資を受ける中小企業者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 適切かつ確実な事業計画を有し、かつ、経営能力を備えていること。

(2) 市内に店舗、工場、事務所、営業所等を有し、独立して事業を営む者であること。

(3) 市内で1年以上同一事業を営み、かつ、市民税又は固定資産税を課せられている者で市税を完納しているものであること。

(4) 連帯保証人を付し、又は担保を提供することができること。ただし、保証協会が不要であると認めた場合は、この限りでない。

(融資額)

**第4条** 融資額は、1企業者につきそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設備資金 1,500万円以内
- (2) 運転資金 1,000万円以内
- (3) 特別小口事業資金 500万円以内

(融資期間)

**第5条** 融資期間は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設備資金 7年以内
- (2) 運転資金 5年以内
- (3) 特別小口事業資金 5年以内

(取扱金融機関)

**第6条** 本資金の取扱金融機関は、市長が別にこれを定める。

(連帯保証人)

**第7条** 連帯保証人は、次の要件を備えたものでなければならない。

- (1) 県内に居住し、独立の生計を営んでいること。
- (2) 保証能力を有しており、かつ、市町村民税又は固定資産税を課せられている者で市町村民税を完納しているものであること。
- (3) この条例により、現に融資を受けていないこと。
- (4) この条例により、現に融資を受けている者の連帯保証人となっていないこと。

2 連帯保証人が死亡し、若しくは住所が不明となり、又は前項の資格要件を欠いたときは、申込者は遅滞なく新たな連帯保証人を届け出なければならない。

(申請及び決定)

**第8条** 事業資金の融資を受けようとする中小企業者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、保証協会の保証決定に基づき、融資の可否を決定するものとする。

(利子補給)

**第9条** 市は、申込者がこの条例の規定による資金を取扱金融機関から借り入れた場合には、年利2パーセントの利子を補給する。

(償還)

**第10条** この条例により資金の融資を受けた申込者は、融資期間満了までに遅延なく全額を返還するものとする。

(資金の返還等)

**第11条** 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資をした資金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 資金を目的外に使用したとき。

- (2) 偽り又は不正な手段で融資を受けたとき。
  - (3) 資金の償還を怠ったとき。
  - (4) 第3条に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (損失の補償)

**第12条** この条例に基づく融資について、保証協会が申込者に代わってその債務を弁済したときは、市は当該弁済額の20パーセントに相当する額の範囲内において保証協会に対し補償するものとする。

(委員会の設置)

**第13条** 市長は、中小企業者に対する資金の融資の適正な運営を図るため、印西市中小企業資金融資運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

**第14条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市商工会役員又は職員 2人以内
- (2) 取扱金融機関代表 2人以内
- (3) 知識経験を有する者 3人以内

(委員の任期)

**第15条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

**第16条** 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和49年9月13日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月26日条例第14号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年3月25日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月26日条例第86号）

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の印西町中小企業資金融資条例の規定によりされた承認は、この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の相当規定によりされた承認とみなす。

**附 則**（平成12年3月15日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行期日前に申込みがあった設備資金及び運転資金の貸付については、この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成15年3月4日条例第6号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行期日前の貸付については、この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成16年3月26日条例第8号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月2日条例第1号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申込みのあった資金の融資及び利子補給について適用し、施行日前に改正前の印西市中小企業資金融資条例の規定により申込みのあった資金の貸付け及び利子補給については、なお従前の例による。

**附 則** (平成20年12月25日条例第36号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の印西市中小企業資金融資条例の規定により印西市中小企業資金融資運営委員会の委員として新たに委嘱された者の任期は、この条例の施行の際現に委員である者の残任期間に相当する期間とする。

**附 則** (平成23年3月25日条例第6号)  
この条例は、平成23年4月1日から施行する。